

伊 契 第 33 号  
平成28年 7月14日  
( 公 印 省 略 )

建設工事業者 各位

伊勢崎市長 五十嵐 清隆  
(財政部契約検査課)

平成28年度における伊勢崎市発注建設工事の  
前払金の特例に係る取扱いについて

今般、平成28年5月27日付で前払金の用途を拡大する特例措置として「地方自治法施行規則の一部を改正する総務省令（平成28年総務省令第61号）」が公布・施行されたことを受け、本市においても下記の通り追加措置として取扱うこととしましたので通知します。

記

1. 追加措置の内容

建設工事請負契約約款第36条に規定されている前払金の充当可能経費に加え、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）に充当することができることとします。ただし、その割合は当該前払金額の100分の25を上限とします。

2. 適用対象となる契約

平成28年7月15日以降に公告、指名通知、又は見積依頼を行う建設工事で、平成29年3月31日までに払出しが行われるものが適用対象となります。

3. 具体的な取扱い

契約書に別添の特約事項を添付（袋とじ）し、契約を締結してください。

4. 平成28年4月1日以降に新たに契約した建設工事の取扱い

平成28年4月1日以降に新たに契約した建設工事で、特例措置の適用を希望する場合は、契約検査課までお問合せください。変更契約の手続きを行います。

※前払金の額が請負代金額の10分の4以内であることに変更はありません。

※前払金の用途や払出手続等については、保証事業会社にお問合せください。

問い合わせ先 伊勢崎市財政部契約検査課契約係  
0270-24-5111（内2409）

## 特約事項

平成28年7月15日以降に公告、指名通知、又は見積依頼を行う建設工事に係る前払金で、平成29年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。